



沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

○県営土地改良事業に係る換地計画の決定（村づくり計画課）	1
○土砂災害警戒区域の指定・2件（海岸防災課）	1
○土砂災害警戒区域の指定の解除・2件（海岸防災課）	2
○土砂災害特別警戒区域の指定・2件（海岸防災課）	3
○土砂災害特別警戒区域の一部についての指定の解除（海岸防災課）	3
○土地区画整理組合の理事の氏名等の届出（都市計画・モノレール課）	3
○土地区画整理組合の定款の変更の認可（都市計画・モノレール課）	4
○都市計画事業の変更の認可・3件（都市公園課）	4

公 告

○特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（病害虫防除技術センター）	5
○特定調達契約に係る一般競争入札の公告（病害虫防除技術センター）	6

病院事業局事項

○特定調達契約に係る落札者の決定	8
------------------	---

教育委員会事項

○沖縄県立糸満青少年の家の利用料金の承認	8
○沖縄県立石川青少年の家の利用料金の承認	9
○沖縄県立玉城青少年の家の利用料金の承認	10

告 示

沖縄県告示第32号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、宮古島市福地地区県営水利施設整備事業に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年2月20日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和6年2月21日から同年3月21日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る換地計画（以下「換地計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。

また、換地計画の決定については、上記の審査請求のほか、換地計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があつたこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第33号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項

の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年2月20日

沖縄県知事 玉城康裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
楚辺	読谷村字楚辺のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び読谷村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
座喜味(3)	読谷村字座喜味のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び読谷村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
楚辺(2)	読谷村字楚辺のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び読谷村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第34号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年2月20日

沖縄県知事 玉城康裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
室川(1)	沖縄市室川一丁目及び字仲宗根のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び沖縄市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第35号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域を次のとおり解除する。

令和6年2月20日

沖縄県知事 玉城康裕

区域の名称	指定の解除の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
楚辺	読谷村字楚辺の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び読谷村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第36号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域を次のとおり解除する。

令和6年2月20日

沖縄県知事 玉城康裕

区域の名称	指定の解除の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
室川(1)	沖縄市室川一丁目及び字仲宗根の区域のうち、次の図に示す	急傾斜地の崩壊

区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び沖縄市役所において縦覧に供する。）
--

沖縄県告示第37号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年2月20日

沖縄県知事 玉城康裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
楚辺	読谷村字楚辺のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
座喜味(3)	読谷村字座喜味のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
楚辺(2)	読谷村字楚辺のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び読谷村役場において縦覧に供する。）

沖縄県告示第38号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年2月20日

沖縄県知事 玉城康裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
室川(1)	沖縄市室川一丁目及び字仲宗根のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び沖縄市役所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第39号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害特別警戒区域の一部について指定を次のとおり解除する。

令和6年2月20日

沖縄県知事 玉城康裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
室川(1)	沖縄市室川一丁目及び字仲宗根のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び沖縄市役所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第40号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、那霸市宇栄原南土地区画整理組合

から次のとおり理事の氏名等の届出があった。

令和6年2月20日

沖縄県知事 玉城康裕

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	上原信勇	那霸市宇栄原6丁目4番7号
理事	仲村康治	那霸市宇栄原3丁目13番17号NSフラツツ501
理事	上原貞男	那霸市字宇栄原705番地
理事	赤嶺進英	那霸市字宇栄原643番地
理事	上原信男	豊見城市字我那霸221番地の3
監事	赤嶺勇信	那霸市宇栄原6丁目6番3号
監事	上江田清宣	那霸市字宇栄原666番地

沖縄県告示第41号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可した。

令和6年2月20日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 組合の名称 那霸市宇栄原南土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 那霸市字宇栄原995番地の1
- 3 施行地区 那霸市字宇栄原松川原、字宇栄原久真良原、字宇栄原津真原及び字宇栄原我半田原並びに 豊見城市字我那霸後原の各一部
- 4 事業施行期間 昭和53年3月16日から令和6年3月31日まで
- 5 設立認可の年月日 昭和53年3月9日
- 6 変更の内容 組合の事務所の所在地を「那霸市字宇栄原995番地の1」から「那霸市字宇栄原1019番地の1」に変更する。
- 7 変更認可の年月日 令和6年1月22日

沖縄県告示第42号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和58年沖縄県告示第470号で認可した那霸広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年2月20日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 施行者の名称 那霸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那霸広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 5・5・那3号識名公園
- 3 事業施行期間 昭和58年8月8日から令和11年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

沖縄県告示第43号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成24年沖縄県告示第245号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年2月20日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 施行者の名称 那覇市
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 那8号安里緑地
 - 3 事業施行期間 平成24年4月24日から令和11年3月31日まで
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
 - 5 変更の内容 事業施行期間の変更
-

沖縄県告示第44号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成30年沖縄県告示第445号で認可した中部広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年2月20日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 施行者の名称 嘉手納町
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 中部広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 2・2・嘉5号嘉手納公園
 - 3 事業施行期間 平成30年11月20日から令和9年3月31日まで
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
 - 5 変更の内容 事業施行期間の変更
-

公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和6年2月20日

沖縄県病害虫防除技術センター所長 親富祖明

- 1 調達する物品等の種類 ミカンコミバエ防除用単剤誘殺板
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加者名簿に登録された者であること。
 - (2) 過去2年間に沖縄県内において、調達する物品の納入に関し、2件以上の実績を有すること。
 - (3) 調達する物品に関し、入札説明書に記載する期日までに納入が可能であること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していない者
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申

請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格登録申請書

イ 過去2年間に沖縄県内において、調達する物品の納入に関し、2件以上の実績を有することを証する書類

(2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配布場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先

ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配布場所及び入手するための手段 イの場所で配布又は沖縄県病害虫防除技術センターのホームページからダウンロードすること。

イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県病害虫防除技術センター企画管理班 〒902-0072 那覇市字真地123番地 電話番号098-886-3880

(3) 申請書類等の受付期間 この公告の日から令和6年3月19日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。

(4) 申請書類等に使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

5 入札参加資格の審査結果 郵送により通知する。

6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和7年3月31日（月曜日）までとする。

7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

(3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）

(4) 使用印鑑

(5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるもの額

(6) 電話番号

8 入札参加資格の取消し等

(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県病害虫防除技術センターが実施するミカンコミバエ防除用単剤誘殺板に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和6年2月20日

沖縄県病害虫防除技術センター所長 親富祖明

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品等の名称及び数量 ミカンコミバエ防除用単剤誘殺板（地上防除用2回分） 150,276枚

(2) 調達する物品等の特質等 入札説明書による。

(3) 納入の期限 令和6年4月18日（木曜日）及び同年6月20日（木曜日）

(4) 納入の場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

(1) 入札に参加する者に必要な資格 令和6年2月20日付け沖縄県公報定期第5194号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告によるミカンコミバエ防除用単剤誘殺板

に係る入札参加資格を有すると認められた者

- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配布又は沖縄県病害虫防除技術センターのホームページからダウンロードすること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 令和6年2月20日（火曜日）から同年3月19日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

- (2) 場所 沖縄県病害虫防除技術センター 〒902-0072 那覇市字真地123番地 電話番号098-886-3880

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 令和6年2月20日（火曜日）から同年3月29日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

- (2) 場所 3(2)の場所

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和6年4月1日（月曜日）午前11時

- (2) 場所 沖縄県病害虫防除技術センター不妊化棟1階会議室

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに沖縄県病害虫防除技術センターに納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札

- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

- (3) 2人以上の者から委託を受けた者が行った入札

- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札

- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札

- (6) 入札条件に違反した入札

- (7) 連合その他不正の行為があった入札

- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書の交付

- (1) 入札説明書を交付する期間 この公告の日から同年3月19日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

- (2) 入札説明書を交付する場所 3(2)の場所

9 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたもの落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。その場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に係関係のない職員にくじをひかせるものとする。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県病害虫防除技術センター

- (2) 所在地 〒902-0072 那覇市字真地123番地

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語

- (2) 通貨 日本国通貨

12 その他の必要な事項

- (1) 本件入札公告は、次年度の当初予算の成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、予算成立後に効力を生じる。また、県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しない。
- (2) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による方法は、認めない。
- (3) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 令和6年3月29日（金曜日）午後5時
 - イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。
- (4) 最低制限価格 設定しない。
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

13 SUMMARY

- (1) ITEMS TO BE PURCHASED AND QUANTITY
150,276 pieces of wood fiberboards impregnated with 80% methyl eugenol and 5% diazinon.
The standard fiberboard size is 45×45×9mm.
- (2) DEADLINES OF DELIVERY
April 18, 2024 and June 20, 2024
- (3) DATE OF BIDS
11:00 a.m. April 1, 2024
- (4) POINT OF CONTACT
Okinawa Prefectural Plant Protection Center
123 Maji, Naha City, Okinawa, 902-0072, Japan
Telephone 098-886-3880

病院事業局事項

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和6年2月20日

沖縄県病院事業管理者
病院事業局長 本竹秀光

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県病院事業局A重油供給業務 788,000リットル（予定）
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県病院事業局病院事業経営課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 令和5年12月25日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社りゅうせき 代表取締役 當銘春夫 浦添市西洲二丁目2番3号
- 5 落札金額 94円82銭（単価契約）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和5年11月7日

教育委員会事項

沖縄県教育委員会告示第4号

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）第15条第3項の規定により、沖縄県立糸満青少年の家の利用料金を次のとおり承認した。

令和6年2月20日

沖縄県教育委員会
教育長 半嶺満

- 1 施設の名称 沖縄県立糸満青少年の家
- 2 指定管理者 NIKKEI・DAIKENコンソーシアム
代表者 専門学校那覇日経ビジネス 那覇市安里1丁目1番53号（設置者 浦添市城間三丁目15番

5号 島袋永伸)

株式会社沖縄ダイケン 那覇市おもろまち1丁目1番12号

3 利用料金の適用年月日 令和6年4月1日

4 利用料金の額

区分		利用料金の額
宿泊室	児童及び生徒	1人1泊につき410円
	一般及び学生	1人1泊につき810円
キャンプ場	児童及び生徒	1人1泊につき190円
	一般及び学生	1人1泊につき330円
研修室及び訓練室	児童及び生徒	1室1時間につき190円
	一般及び学生	1室1時間につき480円
プレイホール	児童及び生徒	1時間につき480円
	一般及び学生	1時間につき940円

備考

1 「児童及び生徒」とは、就学前の幼児及び小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般及び学生」とは、「児童及び生徒」に該当しない者をいう。

2 研修室及び訓練室並びにプレイホールに係る利用料金の額は、これらの施設を利用する団体（利用者が個人である場合にあっては、当該個人）を単位とする。

沖縄県教育委員会告示第5号

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）第15条第3項の規定により、沖縄県立石川青少年の家の利用料金を次のとおり承認した。

令和6年2月20日

沖縄県教育委員会
教育長 半嶺 満

1 施設の名称 沖縄県立石川青少年の家

2 指定管理者 公益社団法人うるま市シルバー人材センター うるま市字川崎468番地

3 利用料金の適用年月日 令和6年4月1日

4 利用料金の額

区分		利用料金の額
宿泊室	児童及び生徒	1人1泊につき410円
	一般及び学生	1人1泊につき810円
キャンプ場	児童及び生徒	1人1泊につき190円
	一般及び学生	1人1泊につき330円
研修室及び訓練室	児童及び生徒	1室1時間につき190円
	一般及び学生	1室1時間につき480円
プレイホール	児童及び生徒	1時間につき480円
	一般及び学生	1時間につき940円

備考

- 1 「児童及び生徒」とは、就学前の幼児及び小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般及び学生」とは、「児童及び生徒」に該当しない者をいう。
- 2 研修室及び訓練室並びにプレイホールに係る利用料金の額は、これらの施設を利用する団体（利用者が個人である場合にあっては、当該個人）を単位とする。

沖縄県教育委員会告示第6号

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）第15条第3項の規定により、沖縄県立玉城青少年の家の利用料金を次のとおり承認した。

令和6年2月20日

沖縄県教育委員会
教育長 半嶺満

- 1 施設の名称 沖縄県立玉城青少年の家
- 2 指定管理者 沖縄じんぶんの杜共同企業体
代表者 一般社団法人沖縄じんぶん考房 那覇市首里池端町34番地2F
特定非営利活動法人1万人井戸端会議 那覇市繁多川4丁目1番35-301号宮城荘B
- 3 利用料金の適用年月日 令和6年4月1日
- 4 利用料金の額

区分		利用料金の額
宿泊室	児童及び生徒	1人1泊につき410円
	一般及び学生	1人1泊につき810円
キャンプ場	児童及び生徒	1人1泊につき190円
	一般及び学生	1人1泊につき330円
研修室及び訓練室	児童及び生徒	1室1時間につき190円
	一般及び学生	1室1時間につき480円
プレイホール	児童及び生徒	1時間につき480円
	一般及び学生	1時間につき940円

備考

- 1 「児童及び生徒」とは、就学前の幼児及び小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般及び学生」とは、「児童及び生徒」に該当しない者をいう。
- 2 研修室及び訓練室並びにプレイホールに係る利用料金の額は、これらの施設を利用する団体（利用者が個人である場合にあっては、当該個人）を単位とする。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 文進印刷株式会社 〒901-0416 八重瀬町字宜次706番地4
---	---